

## 【研究ノート】

**権威主義体制論の興隆と政治体制の分類枠組み**

金丸裕志

**The Rise of Authoritarianism and Typology of Political Regime**

Yuji KANAMARU

**要旨**

本稿は、これまでの政治体制の比較研究における民主化論や政治体制論を検討し、21世紀に入って盛んに論じられている権威主義体制の研究に着目して、政治体制の実証的分類および体制移行の検証を可能にする分析枠組みの構築を目的とする。冷戦後の民主化の時代には、政治学では盛んに民主化研究が行われ、1990年代に民主化の限界が見えると、今度は権威主義体制とのグレーゾーンに位置する政治体制が注目された。21世紀には民主化の「後退」や「バックラッシュ」がいわれ、現在は権威主義体制の研究が盛んに行われている。本稿では、こうした流れに沿って、民主化論、グレーゾーン体制、選挙権威主義・競争的権威主義体制論を順に検討し、これらをふまえて自由民主主義・選挙民主主義・競争的権威主義・覇権政党・一党独裁・君主政／軍政／個人独裁の類型からなる政治体制の分類枠組みを提示する。この分類枠組みは、要素累積的に構成されており、そのため、政治体制の比較研究および体制変動の検証に有効であると考えられる。

**キーワード：**民主化 (democratization)、権威主義体制 (authoritarianism/ authoritarian regime)、選挙権威主義 (electoral authoritarianism)、競争的権威主義 (competitive authoritarianism)、覇権政党体制 (hegemonic party regime)

**はじめに**

本稿は、これまでの政治体制の比較研究における民主化論や政治体制論を検討し、21世紀に入って盛んに論じられている権威主義体制の研究に着目して、政治体制の実証的分類および体制移行の検証を可能にする分析枠組みの構築を目的とする。ところで、当然のことながら、政治学は現実起きる政治現象を反映する。その時代に起きる政治現象のトレンドは政治学の研究テーマのトレンドとなって現れる。かつて冷戦が終焉し世界で相次いで民主化が起きた際には盛んに民主化研究が行われた。1990年代に民主化の限界 (Diamond 1996) が見えると今度は権威主義体制とのグレーゾーンに位置する政治体制が注目された。21世紀には民主化の「後退」(Diamond 2015) や「バックラッシュ」(Carothers 2006) がいわれ、現在は権威主義体制の研究が盛んに行われている。以下、本稿では、こうした流れに沿って、民主化論、グレーゾーン体制論、選挙権威主義・競争的権威主義体制論を順に検討し、これらをふまえて政治体制の比較研究と体制移行の検証に有効と考えられる政治体制の分類枠組みを提示する。

## 1. 民主化と民主化論

1990年代の民主化論で最も影響のあったハンチントンの研究では、民主化の「第三の波」(Huntington 1991) が1974年のポルトガル・リスボンで始まったとされる。各国の民主化度を示す指標としてしばしば用いられるフリーダムハウスの政治的自由度による各国の分類をみると、1970年代後半から「自由」に分類される国の数の割合は増えているし、逆に「自由でない」とされる国の割合は減少している(図1)。とりわけ1990年前後、ソビエト連邦を始め共産主義体制が相次いで崩壊し、民主主義体制への移行をみせたことは、民主化の世界的潮流を強く印象づけるものとなった。

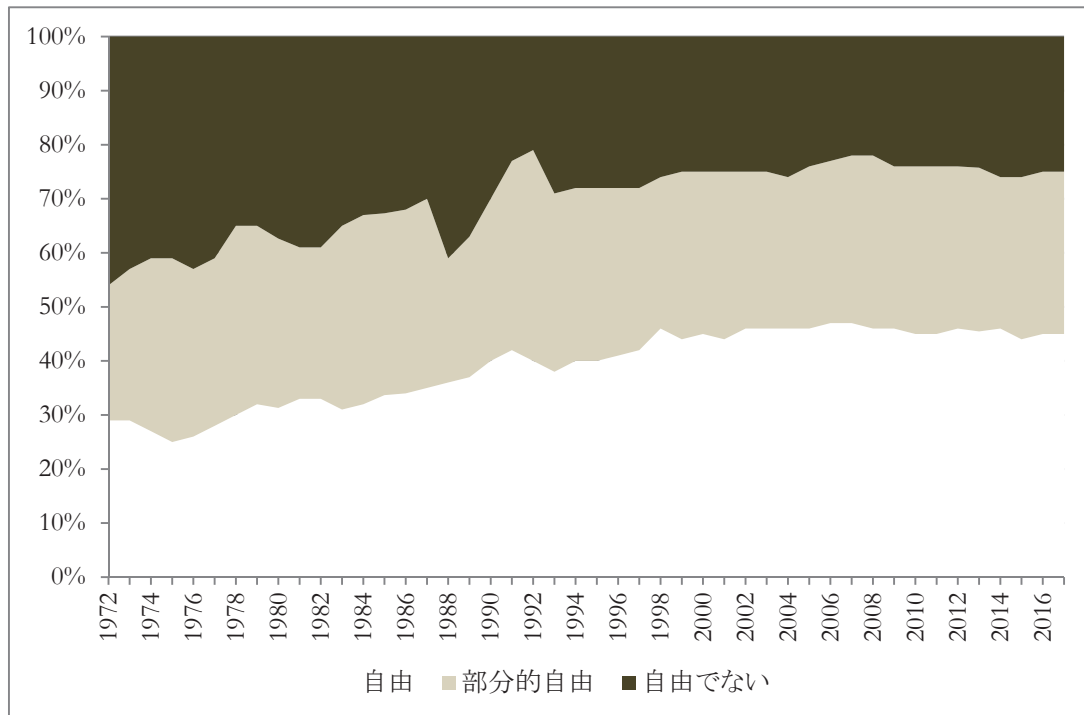


図1 フリーダムハウスの自由度分類による国の数の割合：1972-2017

出典：Freedom House, Freedom in the World, Country and Territory Ratings and Statuses, 1973-2018  
(ウェブサイトよりデータをダウンロード)より筆者作成

またこの時期には、第三世界においても多くの権威主義体制の国々が民主主義体制へと移行した。それには、西側先進諸国や世界銀行(世銀)・国際通貨基金(IMF)といった国際機関による民主化支援ないし民主化促進の影響もあった(杉浦2010、2011、Burnell 2017)。とくに、世銀やIMFの融資には財政規律や経済自由化などの条件が付され、それは「ワシントン・コンセンサス」と呼ばれた。また米国や欧州連合の開発援助には民主化促進の援助条件(conditionality)が含まれ、サハラ以南アフリカなど多くの開発途上国で、複数政党制による自由選挙が導入されるようになったことで民主化が促進された。

民主化とは非民主主義体制から民主主義体制への移行をいう。したがって民主化の比較研究では、まずもって何が民主主義体制であるかを確定する必要がある。ハンチントンは、「シュンペーター学派の伝統に従って、候補者が自由に票を競い合い、しかも実際にすべての成人が投票する資格を有している公平で公正な定例の選挙によって、その最も有力な決定作成者集団が選出される20世紀の政治システムを、民主主義的なものと定義する」(ハンチントン 1995:7)と明記している。ここでいうシュンペーター学派とは、シュンペーターによって提唱された、民主主義の「手続き的定義(procedural definition)」をいう(Schumpeter 1942)。それは、民主主義体制とは理念上のものでなく、権力者を選出する手続き

(procedure) にすぎないとしたもので、民主主義体制の概念を実証分析に耐えうるものとした考え方である。

また現代の比較政治学では、民主主義を定義するにあたって、それが備えるべき最小限の要素をもって十分とする「最小限定義」が用いられる (Przeworski 1999)。その際、多くの研究は、ハンチントンと同様、複数の候補および政党によって競争が行われる、自由・公正で定期的な選挙により政治権力者が選出されることを民主主義の最低限の条件とする。とくに現代の比較政治学においては、「個別事例の詳細な特徴描写のためではなく、あくまで幅広い事例群を対象とした実証分析に役立たせるために政治体制のデータセット」(今井2017:22) を用いる必要性から、最小限定義は方法論的に不可欠となっている。こうした民主主義体制の最小限定義に基づく民主化論が、1980年代後半から数多く提出されてきた。なかでもよく言及されてきた研究として、南欧と南米の事例をもとに政府内保守派、政府内改革派、反体制穏健派、反体制急進派というアクター間での力関係から民主化の帰趨を説明したオドンネルとシュミッターの研究 (O'Donnell and Schmitter 1986)、それをゲーム理論で説明し、民主化のパターンを提示したプシェヴォスキーの研究 (Przeworski 1991)、そして、南米の事例をもとに、エリートと大衆というアクターおよびそれらのアクターが用いた戦略が協動的であるか強制的であるかといった要素をもとに、「協定」「威圧」「改革」「革命」という民主化の4つのパターンを示したカールの研究 (Karl 1990) が挙げられる。

これら1990年代前半にかけて盛んに論じられてきた民主化論は、民主化「移行論」と呼ばれ、通常は最小限定義にもとづき民主主義体制を定義した上で、非民主主義体制から民主主義体制への移行のプロセス、要因、メカニズムなどが複数 (あるいは多数) の事例による比較をもとに検証されてきた。そのため、議論の大前提として「民主主義体制か否か」という設定が必要となっており、この時期の民主化移行論は民主主義体制と非民主主義体制との「二分法」的な議論となっている。実際、ハンチントンも「われわれの関心が非民主主義的体制から民主主義的体制への体制移行にあるので、二分法的接近法の方がよりこの研究の目的に役立つ」(ハンチントン1995:11) と書いている。

以上、この時期の民主化論には次のような特徴が共通してみられる。第一に、民主化を論じるにあたってはまず民主主義体制を定義する必要があるが、その際、ほとんどが民主主義の「手続き的定義」と「最小限定義」を用いていること。第二に、こうした明確な民主主義体制の定義をふまえて、民主主義か否かという「二分法」的な見方によって民主化が検証されていたという点。そして第三に、非民主主義体制から民主主義体制へという「移行」を議論と検証の対象としていたという点である。これらはいずれも、世界的現象となった民主化を、実証的に比較研究する際に不可欠な方法論であったといえよう。

## 2. 民主主義体制論から権威主義体制論へ

冷戦の崩壊で急速に進んだ1990年代前半の民主化は、次第にその問題が明らかになる。第一に、民主主義体制への「移行」は必ずしも一方向的ではなく、逆の方向へと進むケースも出てきた。このとき、単に民主主義体制への移行過程や諸条件の検証だけではなく、その逆行のメカニズムの検証、および逆行を回避しかに民主主義を「定着」させるかという議論へと発展した。この民主主義体制の「定着論」は、シュミッターとカール (Schmitter and Karl 1994) によりいち早く提示され、民主化論で中心的な研究を行ったリンスとステパンも、南欧、南米、旧共産圏を対象として、その民主化移行だけではなく民主主義体制の定着についても論じている。また、ダイヤモンドらの論文集 (Diamond et al. eds. 1997a; 1997b) では、定着論を様々な論者が多様な視点から論じ、それをアジアを含む広い地域の事例から検証しようとした。ダイヤモンドはその後の単著 (Diamond 1999) で、「第三の波は終わったのか」と問い、民主化の「定

着」を中心的な問題として、とりわけ市民社会の重要性に着目して論じている。

第二の問題として、西側先進国や国際機関によって民主化が促進された第三世界諸国で、複数政党制や選挙は導入されたものの、選挙の公正性、政党（システム）の制度化、権力の抑制や法の支配の不十分さといった、自由民主主義にとって不可欠とされる諸要素が欠けていることが指摘され、完全な民主主義（full democracy）とはいえない事例が頻出してきた。これらの事例は、絶対君主制や軍政、個人独裁制のような選挙そのものを行っていない非民主主義体制とは異なるものの、完全な民主主義体制でもない、その中間の「グレーゾーン」（Carothers 2002）に位置する政治体制、あるいは民主主義の制度を一部だけ備えて、その他の部分は権威主義的であるという「ハイブリッドな」（Diamond 2002）政治体制と認識され、比較政治体制研究の中心的な対象となってきた。

こうした「グレーゾーン」に位置する政治体制は、1990年代後半、様々な「形容詞つきの民主主義体制」（Collier and Levitsky 1997）として多くの政治学者が論じてきた。例えば、ダイヤモンド、リンズ、リップセットは「見せかけの民主主義（pseudodemocracy）」と呼び（Diamond, Linz and Lipset 1995）、のちにダイヤモンドは「選挙民主主義（electoral democracy）」（Diamond 1996）と呼んでいる<sup>1</sup>。とくに後者からわかるように、これらのグレーゾーンに位置する体制は、（しばしば複数政党による）選挙は導入しているものの、その他の諸点で自由民主主義とは言いがたい特徴を備えていることを示している。とりわけその欠陥として政治的・市民的自由の欠如に着目しているのが、ザッカリアの「非自由民主主義（illiberal democracy）」（Zakaria 1997）である。また、民主化論で重要な研究業績を発表してきたオドネルも、彼が主な研究対象とする南米を念頭に、「委任民主主義（delegative democracy）」（O'Donnell 1999）という概念を提出している。そこでは、定期的な選挙が行われているため、選挙によって権力者を選出し権力者が失敗すれば次の選挙で落選するという「垂直的アカウンタビリティ」が保証されている一方で、一度選出された権力者が司法などによってその権力の抑制を受けるという「水平的アカウンタビリティ」の不在が指摘される。その他、「半民主主義（semi-democracy）」（Case 1993；Crouch 1993）、「不完全民主主義（defective democracy）」（Croissant and Merkel 2004）、「部分的民主制」（McFaul 2002）などさまざまな形容詞を冠した「民主主義」が案出されている。この時代にはまだ、「自由民主主義の勝利」は熱を帯びており、それらの政治体制は、制限のある民主主義体制として理解されていたのである。

しかし、図1をみてもわかるように、1990年代後半から次第に自由民主主義体制へと移行する国の数は頭打ちとなり、「民主化の時代」は過去のものとなった。また、90年代に西側先進国の民主化促進などの影響で複数政党制による自由選挙を導入した途上国では、激しい政治の不安定や混乱そして紛争や内戦へと至る国も出てきた（Mansfield and Snyder 2005）。またそれとほぼ同時に、中国やロシアといった非民主主義体制、選挙は行っても政治的自由や選挙の公正性が制限された政治体制が急速に経済力を伸ばして「新興国」として台頭し始めた。さらにそれらの非民主主義国が、停滞する西欧諸国に代わって、途上国への開発援助も始め、とくに世界第二の経済大国となった中国は、それまでの西側先進国のような民主化促進を条件としない開発援助や開発投資を行い、途上国も開発援助のために自由民主主義への移行を進めるインセンティブが小さくなってきた。こうした中国の開発援助方針は「ワシントン・コンセンサス」に対して「北京コンセンサス」（Halper 2010）とも呼ばれる。2000年代にかけて権威主義体制の世界的なプレゼンスはさらに増してきたのである（Diamond et al. eds. 2016）。

こうした世界的な民主化の停滞、そして権威主義体制諸国の世界的影響力の増大を反映して、政治体制の比較研究も、グレーゾーン体制を民主主義の亜種ではなく、権威主義体制の一種として論じるようになった<sup>2</sup>。エジプト国民民主党の単一優位体制を主たる事例として権威主義体制のダイナミズムを描いた今井

真士は、比較政治体制の諸研究を幅広くレビューしたうえで、「政治体制研究の論調は、理論的想定と分析的視点の違いから主に2つの時期（2つのパラダイム）に大別できる」とし、最初を「1980年代中頃から1990年代後半にみられた比較民主化論」の時期、次を「2000年代前半から2010年代後半の現在まで続く比較権威主義体制論」の時期と区別した（今井2017：35、強調は筆者）。そしてこの2000年代以降の時期、レヴィツキーとウェイの「競争的権威主義体制（Competitive authoritarianism）」（Levitsky and Way 2002；2010）やシェドラーの「選挙権威主義体制（Electoral authoritarianism）」（Schedler ed. 2006）、オッタウェイの「半権威主義体制（semi-authoritarianism）」（Ottaway, 2003）といった「形容詞つきの権威主義体制論」（宇山2014）が提出されるようになった。

グレーゾン体制が、定期的に普通選挙権に基づく選挙を行っているものの、選挙の公平性や公正性に問題があり、政治的自由に制限があるような政治体制を示しているとすると、シェドラーのいう「選挙権威主義体制（Electoral authoritarianism）」（Schedler ed. 2006）は、このグレーゾン体制の定義によくあてはまる。彼の説明によれば、選挙権威主義体制とは、包括的（成人男女に選挙権がある普通選挙権）で最低限の多元性（野党の参加を許容）と競争性（野党も議席獲得が可能）を持ち、最低限度開かれた（野党は抑圧されているが高度には抑圧されていない）選挙を行っている権威主義体制であるという（Schedler ed. 2006：3）。こうした定義は、普通選挙制を除けば、「最低限」の多元性や競争性、抑圧の程度など、かなり曖昧な点を含んでいる。しかし、シェドラーはその構成要素よりも、それに隣接する体制類型によってその「外縁」からこの選挙権威主義体制という類型を規定しようとしているように思える。すなわち、その「権威主義的な側面を強調することで、それらの政治体制を選挙民主主義と区別し、また選挙の実施を強調することで『閉鎖的な』専制主義体制と区別する」ということで、それが一方で「選挙民主主義体制」と、他方で『閉鎖的な』専制主義体制と区別されると明記している。また、「選挙民主主義体制は、自由民主主義の持つ一部の要件（例えば抑制均衡や汚職や不正のない官僚制、司法の独立など）を欠いているが、それらは、選挙権威主義体制では行われていない自由で公正な選挙を行っている」（Schedler ed. 2006：5、強調は筆者）という記述から、選挙権威主義体制では選挙における「自由と公正さ」が欠如していることで選挙民主主義と区別され、さらに選挙民主主義は権力の抑制システムや司法の独立などが欠けている点で自由民主主義と区別されることが示されている。要するに、選挙権威主義体制は、一方で閉鎖的専制主義体制と、他方で民主主義体制と区別され、それらの間に位置する権威主義体制の類型であり、またグレーゾン体制と呼ばれてきた類型と重なるものであるということがわかる。

もう一方で、2000年以降現在に至るまで頻繁に言及されてきたレヴィツキーとウェイの「競争的権威主義体制」は<sup>3</sup>、選挙民主主義体制よりもより限定的な類型であるといえる。その定義は、よって比較的明確である。彼らは「競争的権威主義体制」を次のように定義している。

「選挙結果の操作や不公正なメディアへのアクセス、国家資源の濫用、さまざまな程度のいやがらせや暴力といったものが、選挙での競争の場を現職に有利なようにゆがめる。いいかえると、選挙競争が行われてはいるものの公正ではない。私たちはこうした政治体制を競争的権威主義体制と名付ける。」（Levitsky and Way 2010：3、強調は原文）

このように明確に定義することで彼らは、政治体制の分類よりも、彼らのいう競争的権威主義体制、具体的にはそれに該当するという35の政治体制に焦点を当て<sup>4</sup>、その体制内および体制変化のダイナミズムの検証に集中したといえる。また、「この論文ではひとつの特定のタイプの『ハイブリッドな』政治体制すなわち競争的権威主義体制を検証する」（Levitsky and Way 2002：51）と述べていることからわかるように、競争的権威主義体制は「ハイブリッドな」政治体制のひとつの特定のタイプであると明記し

ている。実際、「競争的権威主義体制は、いわゆる『見せかけだけ』の選挙による体制、つまり選挙の制度は存在するものの権力獲得をめぐる競争の意味をまったく持たない政治体制（例えば、1990年代のエジプト、シンガポール、ウズベキスタン）とは区別される」（Levitsky and Way 2002：54）としている。ここに選挙権威主義体制と競争的権威主義体制との枠組みのずれがみられる。

それでは、この「ずれ」の間に位置する、選挙権威主義体制に含まれ競争的権威主義体制には含まれない権威主義体制の類型はどう規定されるであろうか。「選挙権威主義体制の時代」と題するレビュー論文を書いたモースは、選挙権威主義体制の下位類型として、競争的権威主義体制と並べて「覇権的権威主義体制（hegemonic authoritarianism）」を置き、その事例としてメキシコ、タンザニア、ケニア、モザンビークを挙げている（Morse 2012：190）。そして先に、レヴィツキーとウェイが競争的権威主義体制から除外したエジプトやシンガポールの体制はまさにこの「覇権的権威主義体制」にあたるといえる。なおかつこの政治体制は、決してこれらの少数の事例にとどまるものではない。その代表的な事例の一つである制度的革命党（PRI）の覇権体制が続いたメキシコの研究でマガローニは、メキシコと同じ「覇権政党専制体制（hegemonic party autocracy）」にあたる事例として、エジプト、ガイアナ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、ジブチ、シンガポール、ジンバブエ、セネガル、台湾、タンザニア、パラグアイ、ボツワナ、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モザンビーク、リベリアを挙げている（Magaloni 2006：1-2）。21にのぼるこれらの事例は、35の事例が挙げられている競争的権威主義体制と比べて決して少数ではない。

### 3. 政治体制の分類枠組み

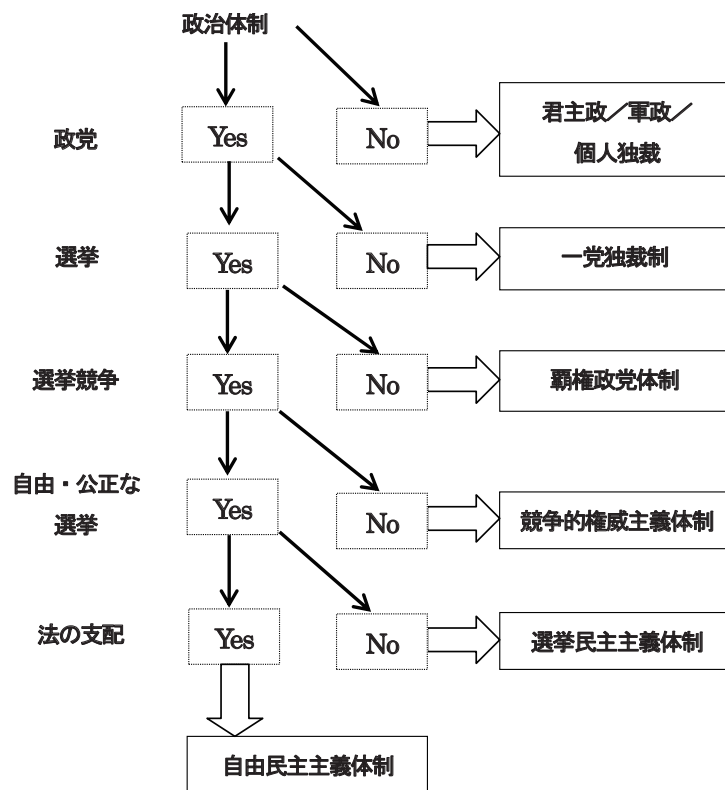
ここまでの議論をまとめると、政治体制類型は、まず大きく「民主主義体制」「選挙権威主義体制」「閉鎖的権威主義体制」の3つに分類され、さらに、民主主義体制のなかで「自由民主主義体制」と「選挙民主主義体制」、選挙権威主義体制のなかで「競争的権威主義体制」と「覇権政党体制」とに分けられる<sup>5</sup>。ここで私は、もう一つの基準を導入することで、「閉鎖的権威主義体制」に一つの下位分類を付け足したい。それは「政党の有無」という基準である。ここで政党という要素を導入する理由は、民主主義の現代的な定義において、自由選挙が不可欠の要素になっているのと並んで、政党とりわけ複数政党による競争も不可欠の要素になっているからである<sup>6</sup>。シャットシュナイダーはかつてその政党政治に関する古典的業績の冒頭で、「政党は近代民主主義をつくった。そして近代民主主義は政党抜きには考えられない」（Schattschneider 1942：1）と述べた。つまり、今日の民主主義において不可欠な条件とされる選挙競争の主体は政党にほかならず、ゆえに政党をもう一つの基準として導入しようとするのである。

ここまでの分類は、実質を伴うか否かにかかわらず複数政党間での選挙競争を大前提として行われてきた。しかし、複数政党による選挙競争を伴わない場合でも政党が存在する場合がある。それが、上記の区分では「閉鎖的権威主義体制」に分類される「一党独裁体制」である。この体制は主に共産主義（レーニン主義）体制にみられ、国家と融合ないしは国家を超越した一つの政党が、体制そのものを体現している。独裁政党の圧倒的優位が憲法にも書き込まれ、野党の挑戦を許さないばかりか、選挙競争すらない。しかし、この政治体制は政党が存在するという点で絶対君主制や軍政といったその他の閉鎖的権威主義体制とは区別され、逆に閉鎖的権威主義体制以外の体制と共通点を持つ。さらに、ソビエト連邦や東欧で共産主義体制が崩壊したため現在は数少ない事例しか残されていないが、その事例の中でも中国やベトナムでは形式的には共産党以外の候補も容認されている。つまり、政権政党の圧倒的優位が体制として保証されているものの、実際には小規模ながら野党が存在する場合もある。このように考えると、隣接する類型であ

る「覇権政党体制」と比較してみた場合も、覇権政党体制では選挙は行われているが、政権政党の圧倒的優位が揺るがない点では一党独裁体制と類似している。さらにいうと、一党独裁体制は共産主義体制が念頭に置かれがちだが、1987年まで「党禁」を憲法で規定していた台湾は、国民党以外の政党が合法的に認められない一党独裁体制に分類されるのが相応しい。また、共産主義体制では国家より政党が上位に位置し、覇権政党体制では政党より国家（政府）が上位であるという大きな違いがあるが、例えばカンボジアでは、「1991年以降のカンボジア人民党は、党と国家の結びつきを維持・強化しながら前者（「党＝国家体制」）から後者（「政府党体制」）への転換を図った」（山田2015：11）という指摘もあり、これらの類型の間での移行の可能性も示唆されている。よって、一党独裁体制を閉鎖的権威主義体制のなかで一括

表1 政治体制の分類枠組み

民主主義体制	自由民主主義体制
	選挙民主主義体制
選挙民主主義体制 (グレーゾーン体制)	競争的権威主義体制
	覇権政党体制
閉鎖的権威主義体制	一党独裁体制
	君主政・軍政・個人独裁体制



\*政治体制の分類基準となる要素

- 1：政党は存在するのか
- 2：選挙は行われるのか
- 3：選挙で実質的な政党間競争はあるのか
- 4：選挙は自由で公正に行われているのか
- 5：法の支配は徹底されているのか：買票、あからさまなクライエンテリズム

図2 政治体制の分類

出典：Roessler and Howerd 2009: 106, Figure 4. 1をもとに、筆者作成。

表2 政治体制の分類とその構成要素

	政党の存在	選挙の実施	政党間競争	自由・公正な選挙	法の支配
自由民主主義体制	○	○	○	○	○
選挙民主主義体制	○	○	○	○	×
競争的権威主義体制	○	○	○	×	×
覇権政党体制	○	○	×	×	×
一党独裁制	○	×	×	×	×
君主政/軍政/個人独裁	×	×	×	×	×

出典：筆者作成

りにするのではなく、「政党の存在」という基準を設定することで、選挙権威主義体制に隣接するひとつの体制類型としてみることは有効であると考えられる。

ここまでの議論をまとめて本稿での政治体制の分類枠組みを整理すると下記の表1のようになる。しかし注意を促したいのは、この政治体制の分類枠組みは、単に相互排他的なカテゴリーを並列したものではないということである。LESSLERとHOWARD (Roessler and Howerd 2009) は、基準となるいくつかの要素を設定することで、権威主義体制、選挙権威主義体制、民主主義体制にその下位分類を加えた5つの政治体制を分類した。つまり、閉鎖的権威主義体制から、選挙の有無、選挙における競争の有無、選挙競争における自由・公正さの有無、そして法の支配の有無といった一つ一つの要素を付け足していくことにより、閉鎖的権威主義体制、覇権権威主義体制、競争的権威主義体制、選挙民主主義、自由民主主義という各々の政治体制類型を段階的・連続的に分類している。本稿の分類では、このなかの「選挙の有無」の前に「政党の有無」という基準を付け加える。先述のように、政党の存在を基準として、閉鎖的権威主義体制の中で一党独裁体制とそれ以外のものとを区別し、また政党の存在という点で民主主義体制・選挙権威主義体制との共通点・連続性を見ることができるからである。

上記、図2および表2からわかるように、これらの体制分類は単に互いの類型が切り分けられているだけでなく、一つ一つの要素が付け加わることによって、それぞれの体制類型が連続的に位置づけられている。つまり、閉鎖的権威主義体制に政党が加わると一党独裁体制に、それに選挙が加わると覇権政党体制にというように展開していくという構成になっている。このように、各類型が要素累積的に位置づけられ連続的であるということは、隣接する類型間での体制移行の可能性を示す。LESSLERとHOWARDは、「競争的権威主義体制」は不安定で、一方で覇権的権威主義体制に移行する可能性もあれば、他方で選挙民主主義に移行する可能性もあると指摘しているが、それはこの分類のなかで隣接する体制類型への移行可能性を示している。またBRAUNLEE (Brownlee 2009) は、1975年から2004年までの158の政治体制について統計的検証を行った結果、選挙を行わない閉鎖的権威主義体制と比べて、競争的権威主義体制も覇権的権威主義体制も民主主義体制へと移行する可能性が高いこと、またとくに競争的権威主義体制は選挙民主主義体制に移行する傾向が強いことを証明している。体制移行は、しばしば個人独裁や軍政が崩壊して民主化したり、逆に民主主義体制が軍事クーデターによって終焉を迎えたりすることが劇的に伝えられ、強いインパクトを与えるが、実際は多くの要素で共通点を持つ隣接する体制類型間での移行が多いことをこの研究は証明している。よって、単に様々な政治体制をカテゴリーに分類するだけでなく、それぞれの類型を基準となる要素によって構成し、要素累積的で互いに連続的な類型によって分析枠組みを構成することで、体制移行の検証にも有効であると考えられるのである。



## おわりに

政治学は現実の政治を反映する。1990年前後の冷戦の終焉と共産主義体制の崩壊をピークとする民主化の時代には民主化と民主主義体制が盛んに論じられた。しかし民主化の現実は程なくその限界を示すようになり、政治学者は「形容詞つき」で民主主義体制を論じた。このときには、政治学の側でも民主主義体制か否かという二分法が限界に直面し、グレーゾーンやハイブリッドの政治体制に注目が集まった。21世紀に入ってさらに権威主義体制がプレゼンスを増すと、今度は形容詞つきの権威主義体制論が相次いで発表され、もはやグレーゾーンではなく新たな権威主義体制として多くの政治学者の研究対象となった。なかでも近年、盛んに言及されてきたのが選挙権威主義体制と競争的権威主義体制の議論である。前者は、かつてグレーゾーンと呼ばれた権威主義体制を包括するものであり、後者はそれよりも限定的な射程しか持たないが、権威主義体制のダイナミクスとその変化（体制移行）のメカニズムおよび可能性を説明するのに説得力を持った。

本稿では、民主化論に始まるこうした政治体制研究の展開を辿ったうえで、政党の存在という要素を加え、また他の要素を累積的に付加することで展開する政治体制の分類枠組みを構築しようと試みた。このように要素累積的な分類枠組みを構築することで、単に体制の分類が可能であるというだけでなく、体制移行の説明や検証にも有効な枠組みを提供しようと考えたのである。とくに、（民主主義体制には不可欠であるはずの）政党という要素を新たに付加することで、閉鎖的権威主義体制のなかに一党独裁体制という類型を設定し、覇権政党体制と隣接させることでそれらの比較と移行可能性が示されると考えた。

どうしてこの覇権政党体制と一党独裁体制との枠組みを考えたかということ、それが東アジアの政治体制分類とその体制移行の検証を行う際にはとくに有効ではないかと考えたからである。これまでの比較政治体制研究では、あまりにも東アジアの事例に対する検証が手薄であった。レヴィツキーとウェイの著書は35カ国の競争的権威主義体制を取り上げているが、そのうち東アジアの事例はカンボジア、マレーシア、台湾の3カ国のみであり、なおかつ台湾がその事例として妥当かどうかは疑問である。また本稿でも言及したモースの権威主義体制に関する論文で取り上げられている覇権政党体制の事例は、メキシコやタンザニア、ケニア、モザンビーク、チュニジアといった事例に限られており、アジアは含まれていない。

しかし、東アジアをみると、覇権政党体制はかつて「政府党体制」（藤原1994）と呼ばれたものに該当する。この政府党体制は、スハルト政権下のインドネシア、国民戦線政権下のマレーシア、人民行動党政権下のシンガポール、フィリピンの新社会運動でみられた。これらは1980年代から日本で盛んに論じられたアジアの「開発独裁」体制とも重複し、経済開発との関係でも研究対象として興味深い。さらに最近では、カンボジアがそのモデルを踏襲しようとしている<sup>7</sup>。また一党独裁体制にいたっては、世界中でほとんどの共産主義体制が崩壊したにもかかわらず、東アジアでは、中国、ベトナム、ラオスで、今日においても一貫して継続している。さらにいうと、1987年に「党禁」が解除されるまでの台湾は共産主義体制でなくとも一党独裁体制であった。そしてこの台湾の一党独裁体制も「党禁」解除によって複数政党制となり、現在では政権交代が常態化する自由民主主義体制となっている。このことは、本稿で示した政治体制類型とくに「覇権政党体制」と「一党独裁体制」を導入した一連の分類枠組みが、東アジアにおけるこれまでの体制移行の比較研究と、これからの体制移行の可能性を研究する際に有効な枠組みになる可能性を示しているといえる。ただし、本稿での議論はこの分類枠組みの提示にとどまり、東アジアの諸事例を対象とした実証的な比較研究は今後の課題となる。

## 註

- 1 ここでのダイヤモンドの主張は「選挙民主主義体制」を「自由民主主義体制」から区別することにあつたが、のちにそれは「選挙権威主義体制」とも区別されるようになる。
- 2 南米を専門とする上谷直克（2017）は、レヴィツキーとウェイの「競争的権威主義体制」に対して、それはすでにオドンネルが提示した「委任民主主義体制」と相違がなく、あらためて新しい概念を提出する必要はないのではないかと強く疑問を呈している。筆者はその主張に同意するが、むしろそれまで民主主義体制の亜種だと捉えられていたもの（オドンネルの場合）が、後の時代には権威主義体制の一種（レヴィツキーとウェイの場合）だと見方が変わったことに、政治学者の大きなパーセプションの変化があり、それが重要なのではないかと考える。
- 3 日本の学会においても、日本比較政治学会は2016年の全国大会共通論題で「競争的権威主義体制の安定性と不安定性」をテーマとして取り上げ、2017年の学会誌（日本比較政治学会2017）で特集されている。
- 4 そこで取り上げられている事例は以下のとおりである。アメリカ（6カ国）：ドミニカ共和国、ガイアナ、ハイチ、メキシコ、ペルー、ニカラグア、東ヨーロッパ（6カ国）：アルバニア、クロアチア、マケドニア、ルーマニア、セルビア、スロバキア、アジア（3カ国）：カンボジア、マレーシア、台湾、旧ソ連邦（6カ国）：アルメニア、ベラルーシ、グルジア、モルドヴァ、ロシア、ウクライナ、アフリカ（14カ国）：ベニン、ボツワナ、カメルーン、ガボン、ガーナ、ケニア、マダガスカル、マラウィ、マリ、モザンビーク、セネガル、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ。
- 5 これは、ダイヤモンドによる政治体制分類にも類する（Diamond 2002：30-31）。彼は下記のように政治体制を分類した。  
①自由民主主義体制（liberal democracy）、②選挙民主主義体制（electoral democracy）、③曖昧な体制（ambiguous regimes）、④競争的権威主義体制（competitive authoritarian regimes）、⑤覇権的選挙権威主義体制（hegemonic electoral authoritarian regimes）、⑥政治的に閉鎖的な権威主義体制（politically closed authoritarian regimes）
- 6 国連開発計画（UNDP）は『人間開発報告2002』のなかで、民主主義に必要なものとして第一に「複数政党制と選挙」を挙げている（UNDP 2003：62）。
- 7 しかもこのうち、インドネシアは1998年にスハルト体制が崩壊、またマレーシアも盤石の覇権政党体制であると思われたものが2018年の総選挙で崩壊した。これらの体制移行の過程も検証に値するが、同時に現在でも盤石の覇権政党体制を継続するシンガポールとの比較も有益であるといえよう。

## 文献リスト

- Brownlee, Jason, 2009, "Portents of Pluralism: How Hybrid Regimes Affect Democratic Transitions," *American Journal of Political Science*, Vol. 53, No. 3, July 2009, pp. 515-532.
- Burnell, Peter, 2017, *Promoting Democracy Abroad: Policy and Performance*, London: Routledge.
- Carothers, Thomas, 2006, "The Backlash of Democracy Promotion," *Foreign Affairs*, Vol. 35, No. 2, pp. 55-68.
- Case, William, 1993, "Semi-Democracy in Malaysia: Withstanding the Pressures for Regime Change," *Pacific Affairs*, Vol. 66, pp. 183-205.
- Carothers, Thomas, 2002, "The End of the Transition Paradigm", *Journal of Democracy*, Vol. 13, No. 1, pp. 5-21.
- Collier, David and Levitsky, Steven, 1997, "Democracy with Adjectives: Conceptual Innovation in Comparative Research (Research Note)," *World Politics*, Vol. 49, pp. 430-451.
- Croissant, Aurel and Merkel, Wolfgang eds., 2004, *Special Issue of Democratization: Consolidated or Defective Democracy? Problems of Regime Change*, 11. Jg, Heft 5, S. 33-58.
- Crouch, Harold, 1993, "Malaysia: Neither Authoritarian nor Democratic," in Hewison, Kevin et al. eds., 1993, *Southeast Asia in the 1990s: Authoritarianism, Democracy and Capitalism*, Sydney: Allen and Unwin.
- Diamond, Larry, Plattner, Marc F., and Walker, Christopher eds., 2016, *Authoritarianism Goes Global: The Challenge to Democracy*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Diamond, Larry Jay, 2002, "Thinking About Hybrid Regimes," *Journal of Democracy*, Vol. 13, No. 2, pp. 21-35.
- Diamond, Larry, 1999, *Developing Democracy: Towards Consolidation*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Diamond, Larry, Plattner, Marc F., Chu, Yub-han, and Tien, Hung-mao eds., 1997a, *Consolidating The Third Wave Democracies: Themes and Perspectives*, Baltimore and London: Johns Hopkins University.
- Diamond, Larry, Plattner, Marc F., Chu, Yub-han, and Tien, Hung-mao eds., 1997b, *Consolidating The Third Wave Democracies: Regional Challenges*, Baltimore and London: Johns Hopkins University.
- Diamond, Larry, 1996, "Is the Third Wave Over?" *Journal of Democracy*, Vol. 7, pp. 20-37.
- Diamond, Larry Jay, Linz, Juan José, and Seymour Martin Lipset eds., 1995, *Politics in Developing Countries: Comparing Experiences with Democracy*, New York: L. Rienner Publishers.
- Freedom House, Freedom in the World, Country and Territory Ratings and Statuses, 1973-2018, Website.  
<https://freedomhouse.org/report-types/freedom-world>
- 藤原帰一（1994）「政府党と在野党：東南アジアにおける政府党体制」萩原宜之編（1994）『講座現代アジア3：民主化と経済発展』

- 東京大学出版会：229－269頁。
- Halper, Stefan, 2010, *The Beijing Consensus: Legitimizing Authoritarianism in Our Time*, New York: Basic Books. ハルパー（2011）園田茂人、加茂具樹訳『北京コンセンサス：中国流が世界を動かす？』岩波書店。
  - Huntington, Samuel P., 1991, *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, Norman: University of Oklahoma Press. ハンチントン（1995）坪郷實他訳『第三の波：20世紀後半の民主化』三嶺書房。
  - 今井真士（2017）『権威主義体制と政治制度：「民主化」の時代におけるエジプトの一党優位の検証分析』勁草書房。
  - 上谷直克（2017）『『競争的権威主義』と『委任民主主義』の間で：ラテンアメリカの事例から考える』日本比較政治学会編 2017：第5章。
  - Karl, Terry Lynn, 1990, "Dilemmas of Democratization in Latin America," *Comparative Politics*, Vol. 23, No. 1, pp. 1-21.
  - 川中豪編（2018）『後退する民主主義、強化される権威主義：最良の政治制度とは何か』ミネルヴァ書房。
  - Levitsky, Steven and Way, Lucan A., 2010, *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War*, Cambridge: Cambridge University Press.
  - Levitsky, Steven and Way, Lucan A., 2002, "The Rise of Competitive Authoritarianism," *Journal of Democracy*, Vol. 13, No. 2, pp. 51-65.
  - Magaloni, Beatriz, 2006, *Voting for Autocracy: Hegemonic Party Survival and Its Demise in Mexico*, Cambridge: Cambridge University Press.
  - Mansfield, Edward D. and Snyder, Jack, 2005, *Electing to Fight: Why Emerging Democracies Go to War*, Cambridge, Mass.: MIT Press.
  - McFaul, Michael, 2002, "The Forth Wave of Democracy and Dictatorship: Noncooperative Transitions in the Postcommunist World," *World Politics*, Vol. 54, pp. 212-244.
  - Morse, Yonatan L., 2012, "Review Article: The Era of Electoral Authoritarianism," *World Politics*, Vol. 64, No. 1, pp. 161-198.
  - 日本比較政治学会編（2017）『競争的権威主義体制の安定性と不安定性』ミネルヴァ書房。
  - O'Donnell, Guillermo, 1994, "Delegative Democracy," *Journal of Democracy*, Vol. 5, No. 1, pp. 55-69.
  - O'Donnell, Guillermo and Schmitter, Philippe C., 1986, *Transitions from Authoritarian Rule, Volumes 1-4*, Baltimore and London: Johns Hopkins University Press. オドンネル、シュミッター（1986）真柄秀子、井戸正伸訳『民主化の比較政治学—権威主義支配以後の政治世界—』未来社。
  - Ottaway, Marina, 2003, *Democracy Challenged: The Rise of Semi-Authoritarianism*, Washington D. C.: Carnegie Endowment for International Peace.
  - Przeworski, Adam, 1999, "Minimalist Conception of Democracy: A Defence," in Shapiro, Ian and Hacker-Cordon, Casiano eds., 1999, *Democracy's Value*, New York: Cambridge University Press.
  - Przeworski, Adam, 1991, *Democracy and the Market: Political and Economic Reforms in Eastern Europe and Latin America*, Cambridge: Cambridge University Press.
  - Roessler, Philip G. and Howard, Marc M., 2009, "Post-Cold War Political Regimes: When Do Elections Matter?," in Lindberg, Staffan, 2009, *Democracy and Elections in Africa*, Baltimore: Johns Hopkins University Press: Ch. 4.
  - Schattschneider, E. E., 1942, *Party Government*, New York: Rinehart. シャットシュナイダー（1962）間登志夫訳『政党政治論』法律文化社。
  - Schedler, Andreas ed., 2006, *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*, Boulder: Lynne Rienner Publishers.
  - Schmitter, Philippe C. and Karl, Terry L., 1994, "The Conceptual Travels of Transitologists and Consolidologists," *Slavic Review*, Vol. 53, No. 1, pp. 173-185.
  - Schumpeter, Joseph A., 1942, *Capitalism, Socialism and Democracy*, London: Allen & Unwin Ltd. シュンペーター（2016）大野一訳『資本主義・社会主義・民主主義 I・II』日経BP社。
  - 杉浦功一（2011）「民主化支援の実態」木村宏恒他編（2011）『開発政治学入門：途上国開発戦略におけるガバナンス』勁草書房：第11章。
  - 杉浦功一（2010）『民主化支援：21世紀の国際関係とデモクラシーの交差』法律文化社。
  - UNDP, 2003, *Human Development Report 2002: Deepening democracy in a fragmented world*, New York. Oxford: Oxford University Press. 国連開発計画（2003）『人間開発報告2002：ガバナンスと人間開発』国際協力出版会。
  - 宇山智彦（2014）「権威主義体制論の新展開に向けて：旧ソ連地域研究からの視角」日本比較政治学会編（2014）『体制転換／非転換の比較政治』ミネルヴァ書房：第1章。
  - 山田紀彦（2015）「独裁体制における議会と正当性」山田紀彦編（2015）『独裁体制における議会と正当性』アジア経済研究所：序章。
  - Zakaria, Fareed, 1997, "The Rise of Illiberal Democracy," *Foreign Affairs*, Vol. 76, No. 6, Nov./ Dec., 1997, pp. 22-43.

金丸 裕志（和洋女子大学 人文学部 国際学科 教授）

（2018年10月12日受付）